

安曇野の水と人をつなげるネットワーク

みずゆい

# あづみの水結登録制度



令和4年4月

安曇野市

## ◆ 制度の背景

「安曇野市民憲章」の冒頭に「自然を愛し、水と緑豊かなまちをつくります」が位置付けられているように、美しい田園風景や清冽な湧水は安曇野の原風景であり、安曇野の暮らしは、文字どおり豊かな水環境と一体のものです。

一方、安曇野の原風景の一つである湧水は、かつてに比べてその量が減少したとの指摘があり、市内の地下水賦存量を調査では、昭和 61 年から令和 2 年までの 34 年間で 1 億 1,710 万 m<sup>3</sup>（1 年あたり 344 万 m<sup>3</sup>）が減少していることが分かりました。（図 1）

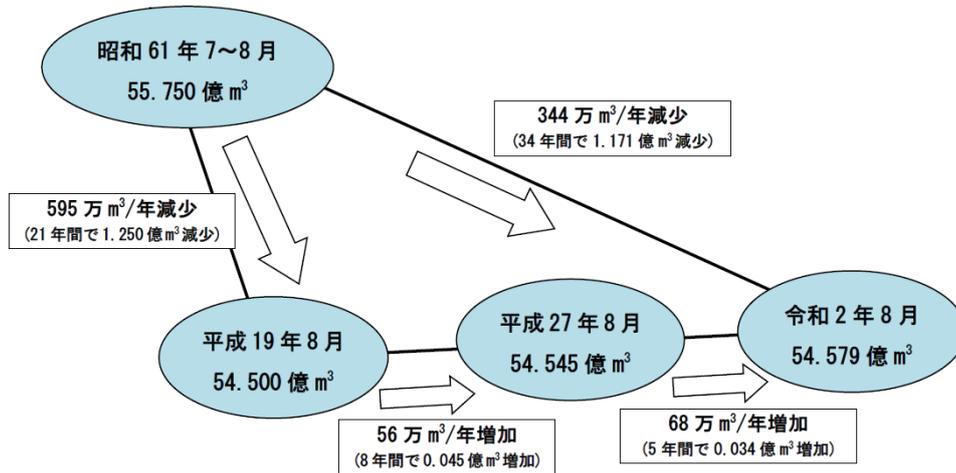


図 1 安曇野市における豊水期の地下水賦存量の変化

このような中、地下水問題の発生を未然に防ぎ、健全な地下水環境を創出することを目指して策定した「安曇野市地下水資源強化・活用指針」では、以下に示す 3 箇条を「基本理念（安曇野ルール）」として定めています。

### < 基本理念（安曇野ルール） >

1. 地下水は市民共有の財産である。
2. 全市民が地下水保全・強化に努め、健全な地下水環境を創出する。
3. 地下水資源を活用し、豊かな安曇野を次世代に引き継ぐ。

## ◆ あづみの水結制度とは？

安曇野には、自主的に農地湛水を行う農家、観光客等に水（地下水・湧水など）の魅力をも PR する水案内人など、水や水文化を守り、水の魅力を PR する方々がたくさんおられます。

こうした安曇野市民憲章にある「自然を愛し、水と緑豊かなまちをつくります」に添った活動をしている市民等を掘り起こし“あづみの水結”の愛称で市が登録し、活動情報発信を行う制度です。また、異業種・異分野同士みずゆいの交流を促し、水を守る活動の輪を広げ、安曇野の水（地下水・湧水など）の魅力をも市内外に発信するものです。

## ◆ あづみの水結<sup>みずゆい</sup>には、どんな人がなれるの？

水を守る活動や水の魅力PRの活動ができる人、団体、企業なら参加できます。また、あづみの水結に加入後は、他の水結の方々と“水の輪”を広げる活動を行える方です。

その他の例としては

- ・安曇野の水（地下水・湧水）の研究者
- ・水文化や名所などを案内ができる人
- ・市外の方で、安曇野の水をPRできる人
- ・安曇野の水（地下水・湧水）を料理などに利用し、水の素晴らしさを伝える人
- ・SNSなどを活用して安曇野の水（地下水・湧水）の情報を発信ができる人
- ・この他にも、安曇野の水を守る・生かす活動を行っている人

## ◆ あづみの水結<sup>みずゆい</sup>では、どんな活動を行えばいいの？

①「水結」の活動は、自分にできる範囲で活動を行ってください（今まで行っていた活動など）。自分の得意分野、自分のペースで結構です。活動はボランティアで無償です。

例えば、

- ・市内で水環境ツアーを実施し、湧水地等の清掃活動をする（した）

- ・地域の水祭りを実施し、地下水・湧水をPRする（した）
- ・自主的に、地下水保全のため涵養をする（した）
- ・農業で、地下水・湧水に影響しないよう農薬使用量を減量する（した）
- ・〇〇〇会社で、地下水の再涵養に取り組み、地下水保全をする（した）
- ・〇〇〇会社で、森林づくり等を通して地下水保全をする（した）
- ・安曇野の湧水を使った飲食店で、地下水・湧水保全をPRする（した）
- ・飲食店「〇〇」で、あづみの地下水・湧水を利用し料理を提供する（した）
- ・名水を活かした特産品を開発し、地下水・湧水保全をPRする（した）
- ・水に関連した観光名所や水文化をPR、案内する（した）

②活動する（した）内容を、市に情報提供してください。提供方法は、FAXやメール、電話などでその都度ご連絡をお願いします。

①、②の2つが、主な活動内容となります。



## ◆ あづみの水結<sup>みずゆい</sup>に加入すると、どんなメリットがあるの？

- ・あづみの水結に登録している人・団体の人材情報や活動情報が届く。
- ・あづみの水結に登録している人・団体・企業と交流や情報交換ができる。

- ・あづみの水結の名称が自由に使用できる。
- ・市が水結メンバーの了解をもとに市広報へ掲載するほか、市を通して報道機関等に情報提供を行い、活動内容や地域貢献などの輪を広げることができる。

## ◆ あづみの水結<sup>みずゆい</sup>の情報共有と守秘

あづみの水結に加入すると水結の名簿に登載され、水結加入者同士のみで情報共有します。あらかじめご了承の上、お申し込みください。ただし、名簿に載せる情報は限定され（申込書で掲載項目の可否を選択できます）、あづみの水結以外へは非公開の取扱いとします。

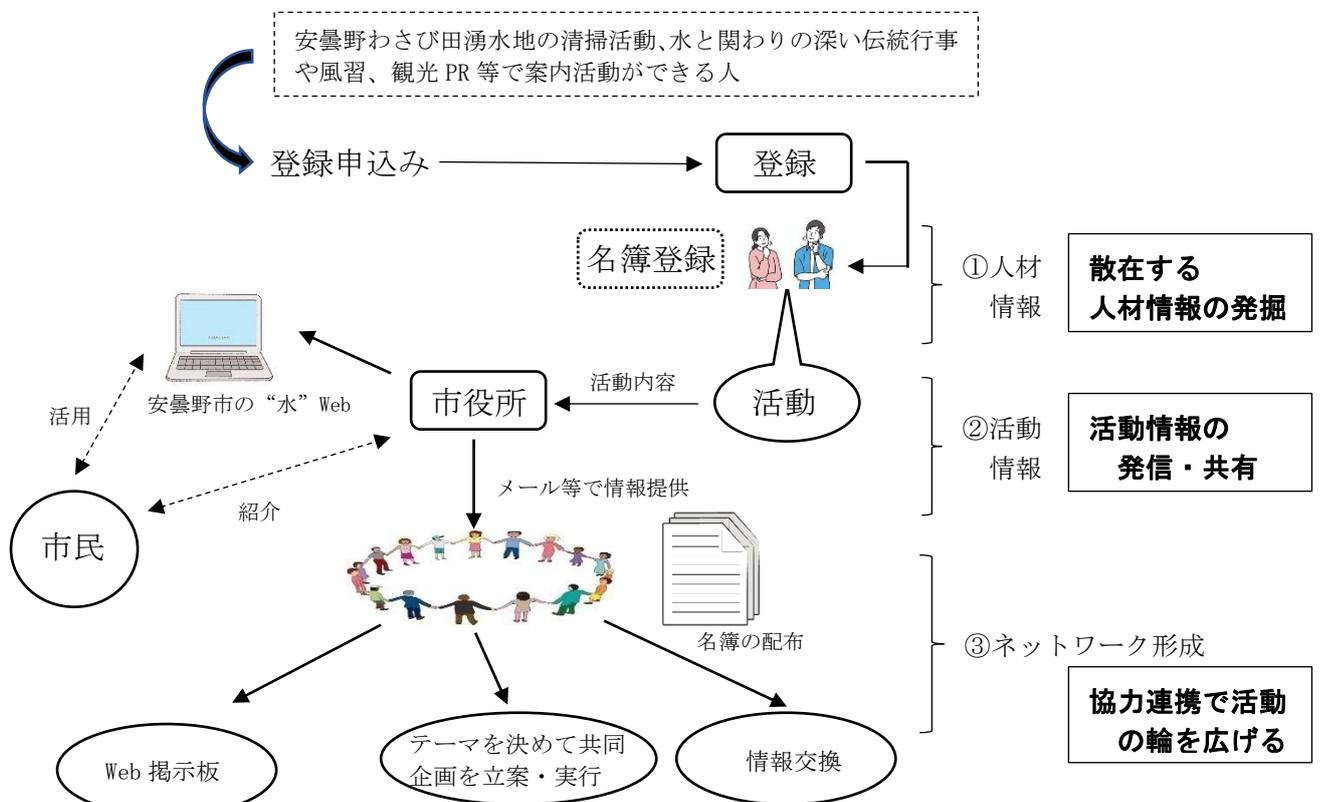
また、あづみの水結の加入者は、名簿情報を他人に見せたり、提供することはできません。市においても厳重に管理します。

### ◆◆◆ あづみの水結<sup>みずゆい</sup>制度の仕組みと機能 ◆◆◆

あづみの水結制度は、3つの機能があります。

- ①どこに、どんな人（団体）がいるかがわかる人材情報
  - ②どんな活動をしているのかがわかる活動情報
  - ③あづみの水結メンバー等からの情報提供や情報交換・交流に向けたネットワーク形成
- 「安曇野の水ガイドを探している」などといった人材情報の提供依頼に対して、市が水結メンバーの了解をもとに紹介・斡旋する機能も含まれています。

図2 水結制度の仕組みと機能



## ◆ 申込みと手続き

①あづみの水結<sup>みずゆい</sup>登録申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、市民生活部環境課に提出する。



②市から登録証（様式第2号）の交付

その他、あづみの水結<sup>みずゆい</sup>制度に関して、詳細なことをお知りになりたい方は、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ・お申し込み先

安曇野市 市民生活部 環境課 環境政策担当  
〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地  
電話 0263 - 71 - 2492 FAX0263 - 72 - 3176  
電子メール：[kankyou@city.azumino.nagano.jp](mailto:kankyou@city.azumino.nagano.jp)

市HP掲載先

<https://www.city.azumino.nagano.jp/site/kankyo-gomi/90494.html>

ID：記事 ID：0090494